

件名	亀山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	議会事務局 議事調査室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、「政務調査費」が「政務活動費」に名称変更され、その交付目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とされるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について条例で定めなければならないこと、その使途の透明性の確保に努めることが地方自治法で新たに規定されたため、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>(1) 条例の規定中の政務調査費を政務活動費に改めます。</p> <p>(2) 政務活動費の目的は、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」とします。 <span style="background-color: #cccccc;">＜第1条関係＞</span></p> <p>(3) 政務活動費を充てることができる経費の範囲等を定めます。 <span style="background-color: #cccccc;">＜第5条及び別表関係＞</span></p> <p>(4) 議長は、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとします。 <span style="background-color: #cccccc;">＜第11条関係＞</span></p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 施行日は、平成25年3月1日とします。</p> <p>(2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に改正前の条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例によることとする経過措置を規定します。</p>		